市ホームページ上部の検索フォームに
記事ID(本文中のID ID参照)を入力すると、
直接そのページに移動できます。

水道・下水道

上下水道のこんなときは手続きを

問 上下水道料金総務課料金担当 ☎923-7111

次のようなときは届け出てください。

- 引っ越しのため水道・井戸(下水道使用世帯)を使用開始するとき(3日前まで)
- 引っ越しのため水道・井戸(下水道使用世帯)を使用中止するとき(3日前まで)
- 新たに水道・井戸(下水道使用世帯)を使用開始するとき(3日前まで)
- 一時的に水道・井戸(下水道使用世帯)の使用を中止するとき(3日前まで)
- 所有者や使用者・代表者が変わるとき
- 用途が変わるとき(一般用(家庭用)・業務用・臨時用(工事用)の変更など)
- 井戸水を使用している世帯で、使用人数に変更があったとき

インターネット手続き ID 1906(中止) ID 8402(開始)

上下水道使用の開始・中止の申請はマイナポータルからも可能です(3日前まで)。市ホームページをご確認ください。

水道利用加入金は

問 上下水道工務課給排水担当 ☎557-5146

建物の新築・増築・改築などで、宅地内の水道工事(給水装置の新設・増設・口径の増径などの工事)を申し込む場合は、工事申し込みの際に水道利用加入金を納めていただきます。

なお、井戸水から市水道への切り替えについては水道利用加入金の減免制度が適用される場合があります。

検針と料金の支払い

問 上下水道料金総務課料金担当 ☎923-7111

市から委託された検針員が2カ月ごとに検針しています。検針しやすいようにメーター周辺の清掃や犬をつなぐなどご協力をお願いします。

水道料金および下水道使用料は検針をもとに、使用水量に応じて2カ月ごとに納めていただきます。

水道と井戸水の両方を使用する世帯は下水道使用水量として18㎥(2カ月)を加えて算出します。

井戸水のみ使用の世帯は、下水道使用水量を36㎥(2カ月)として認定して算出します。また、単身で井戸水を使用する場合には、下水道使用水量の減量認定制度があります。

※検針は奇数月の1日から5日の期間に実施していますが、1月検針(11月・12月使用分)のみ、12月26日から12月30日の期間で実施しています。

支払いは便利な口座振替で

ID 2959

問 上下水道料金総務課料金担当 ☎923-7111

口座振替による支払いを利用すると、金融機関の口座から納期ごとに自動的に引き落とされますので、納めに行く必要がなく、支払い忘れの心配もなく便利です。

口座振替の手続きは、対象の金融機関で申し込みできます。

また、パソコンやスマートフォンから手続きできるweb口座振替もあります。

取扱金融機関など詳細は市ホームページをご確認ください。

宅地内などの水道（給水装置）の管理は各自で

問 上下水道工務課給排水担当　557-5146

宅地内（公道内の分水部分を含む）の水道管・メーター（市が貸与している）・水道器具・受水槽・高架水槽・止水栓などの給水装置は、建物の所有者などが費用を負担し設置されたものであり、その管理は所有者（使用者）の責任となります。（漏水処理費用などの維持管理費用の負担を含む）

なお、水道本管から水道メーターまでの間の漏水は、修理のための工事費の一部を市が負担することができる場合があります。（水道メーターから宅地側で生じた漏水の修理は全額所有者（使用者）負担となります）

詳しくは問い合わせください。

下水道の受益者負担金または受益者分担金

ID 1907

問 上下水道料金総務課料金担当　923-7111

下水道は清潔で快適なまちづくりに欠かせないものですが、その建設には長い時間と多額の費用がかかります。その財源の一部を一度だけ土地所有者に受益者負担金または受益者分担金として納めていただきます。

負担金（分担金）は、土地の面積1㎡あたり280円で算出し、原則として5年間20回（年4回）の分割または一括で納めていただきます。

水洗便所など改造資金の融資あっせん制度

ID 2355

問 上下水道工務課給排水担当　557-5146

市では、水洗化の普及促進を図るため、改造工事に必要な資金の融資あっせんをしています。融資額は自己住宅が10万円以上50万円以内、貸家などは便所1カ所当たり50万円以内です。申し込み手続きは市指定工事店が代行します。

農業集落排水事業（下水道）

ID 3977

問 上下水道料金総務課／上下水道工務課

山間地域の農業集落で住居が集団化している区域では、農業集落排水事業を行っています。

- **使用料・分担金および使用開始・中止関係**
  上下水道料金総務課料金担当　923-7111
- **宅地排水設備工事関係**
  上下水道工務課給排水担当　557-5146
- **排水本管および処理施設維持管理関係**
  上下水道工務課下水道担当　557-5148
- **その他**
  上下水道料金総務課財務管理担当　923-1111

御笠処理区	柚須原、香園、本道寺、大石および吉木の一部
阿志岐処理区	阿志岐の一部
平等寺処理区	平等寺および山口の一部
吉木処理区	吉木の一部
山口処理区	山口、萩原および古賀の一部

水洗化工事などは3年以内に

問 上下水道工務課給排水担当　557-5146

水洗化できる区域（処理区域）は、市がそのつど告示します。この区域内の人は、下水道法などの規定により、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に、台所や風呂などの生活排水は遅滞なく、公共下水道に流さなければなりません。

給排水設備工事は市指定工事店へ

ID 3583

問 上下水道工務課給排水担当　557-5146

宅地内の水道や下水の工事は市が指定した工事店でなければ工事をすることができません。給排水設備の工事をするときは、市指定工事店へ直接申し込んでください。

市指定工事店は、市が定めた施工基準に基づいて施工し、工事完了後市が検査します。市指定工事店以外は違反工事となります。市指定工事店の一覧表は、上下水道工務課窓口で配布しているほか、市ホームページでも確認できます。



雨水貯留タンク設置補助金交付制度 ID 3358

問 上下水道工務課下水道担当 ☎557-5148

雨水の流出抑制および有効利用を図るため、雨水貯留タンクを設置しようとする人を対象に補助金を交付します。購入前に申し込みが必要となりますので問い合わせください。

詳細および申請書は、上下水道工務課窓口で配布しているほか、市ホームページでも確認できます。

土地・住居・道路

住宅改修工事などへの補助金 ID 34651

問 商工観光課 ☎557-5144

市内の持ち家にお住まいの人が、その住宅に対して行う屋根や外壁の改修、二重サッシやペアガラスへの取替などの工事費の一部を補助します。詳細は市ホームページで確認してください。

補助金の交付には諸条件がありますので、詳しくは問い合わせください。

住宅性能向上改修工事等への補助金 ID 28895

問 建築課空家対策・建築計画担当 ☎557-5136

市内に所有する住宅に対して住宅性能向上改修工事（耐震改修と省エネ改修を併せて行う工事）および建替え等に伴う除却工事を行う場合に、工事費の一部を補助します。補助金の交付条件など詳細は市ホームページで確認してください。

土地取引には届け出が必要です ID 16042

問 都市計画課 ☎557-5133

国土利用計画法により、一定の面積（市街化区域は2,000㎡以上、市街化調整区域は5,000㎡以上、準都市計画区域を含む都市計画区域外は10,000㎡以上）の土地の売買などの契約をしたときは、契約日を含めて2週間以内に届け出が必要です。

また、公有地の拡大の推進に関する法律により、都市計画施設予定区域にある200㎡以上の土地、都市計画区域内の道路・都市公園・河川などの予定区域にある200㎡以上の土地、市街化区域内の5,000㎡以上の土地を有償で譲り渡そうとするときは、譲渡しようとする日の3週間前までに届け出が必要です。

ブロック塀等撤去費への補助金 ID 16678

問 都市計画課 ☎557-5134

震災時における被害防止や避難経路の確保のため、道路に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。詳細は市ホームページで確認してください。

補助金の交付には、諸条件がありますので、工事の契約前に都市計画課へご相談ください。

あき地の雑草除去 ID 3231

問 環境課 ☎557-5141

あき地に雑草などが繁茂していると、害虫の発生や不法投棄、火災や犯罪の原因となりますので、土地の所有者（管理者）は定期的に（年2回程度）雑草などの除去をしてください。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

実際に見てみよう

音の鳴る信号機



音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に出入りできます。

フラットな入り口



フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。

住居表示

問 市民課　923-1111

住居表示は、建物を町名・街区符号・住居番号で表記することにより住所をわかりやすくするものです。実施済みの地区には街区表示板や住居番号表示板などで新しい住所を表示しています。新しい表示が知りたいときや、住居表示変更証明書（無料）が必要なときは問い合わせください。

都市計画

問 都市計画課　557-5133

都市計画とは、調和のとれた秩序あるまちづくりのために、建物、公園、道路などを計画的に配置するものです。都市計画では、計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に分けられ、大字山家の一部については準都市計画区域を設定しています。

また、市街化区域には用途地域が定められており、それぞれの地域に建てられる建築物が定められています。

建築や不動産の取引をする時には事前に確認を行ってください。

防犯灯・カーブミラーの設置

問 危機管理課（防犯灯）　557-5112
土木課（カーブミラー）　557-5137

暗くて夜に歩くのが危険であったり、見通しが悪かったりする場合に、市道への防犯灯・カーブミラーの新規設置や、既存の防犯灯・カーブミラーの補修などを希望する場合は、まず各行政区長または自治会長などにご相談ください。

市道・街路樹の管理

問 土木課　557-5137

道路や街路樹・河川・水路の維持補修に関しては、土木課まで問い合わせください。

市・県営住宅

問 管財課　557-5113

募集期間は、「広報ちくしの」などでお知らせします。なお、入居には所得などの条件があります。

市営住宅　市管財課　557-5113

県営住宅　福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課　781-8029

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。



エレベーター



車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台



車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン



点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

公園

総合公園

問 筑紫野市総合公園 ☎929-0676 地図P48 A-2

天拝湖のほとりにある日本最大級の帆船遊具「天拝の船」がある公園です。園内には天拝の船のほかにも、ローラースライダーや誰もが楽しめるインクルーシブ遊具、幼児向け遊具があります。また、運動広場には球場や多目的広場も備えています。眺望も良く、遊びから運動までできる市民の憩いの場です。

場　所 山口382-6ほか

開園時間 3月～10月：9時～18時
11月～2月：9時～17時

施設内容 ハイキング広場（天拝の船、ローラースライダー、インクルーシブ遊具、幼児向け遊具）、運動広場（多目的広場、球場）

使用上の注意

- 天拝の船は6歳から12歳が対象の遊具です。使用上の注意をよく読んで遊んでください。

使用申し込み

- ハイキング広場（遠足などの団体使用）
  管理保全課 ☎557-5139
- 運動広場（多目的広場・球場）
  一般社団法人筑紫野市スポーツ協会 ☎925-4801

近隣公園など

問 管理保全課 ☎557-5139

比較的大きな公園が、市内には8カ所あります。

①原田公園（美しが丘南1-11-7） 地図P48 C-4
②五郎山公園（原田3-9-5） 地図P48 C-3
③隈公園（光が丘2-4-1） 地図P49 D-3
④二日市公園（二日市北1-9-534ほか） 地図P46 C-3
⑤天拝坂中央公園（天拝坂6-2-5） 地図P46 A-3
⑥岡田中央公園（岡田1-10-1） 地図P49 D-2
⑦天拝山歴史自然公園（武蔵629-1ほか） 地図P44 B-3
⑧上原田公園（原田1629-1） 地図P48 B-4

公園の不具合を見つけたら

問 管理保全課 ☎557-5139

公園の遊具や設備などの不具合を見つけたら、管理保全課へご連絡ください。市公式LINEを登録している人は、LINE上で通報することもできます。

自転車

放置自転車保管所

問 管理保全課 ☎557-5138

公共の場所に放置された自転車は撤去し、立明寺自転車保管所に保管します。保管した自転車は、所有者の調査を行い、所有者が判明した場合は、返還通知を送付します。2カ月経過（所有者が判明しない場合は3カ月）して引き取りがない場合は処分します。保管している自転車を返還するときは、撤去・保管費用として一台につき1,100円を徴収します。返還の際は、本人確認できるもの、自転車の鍵をお持ちください。

返還時間 月～土曜日　12時～18時
※日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休み

立明寺自転車保管所 ☎925-5951





市営自転車駐車場

問 管理保全課 557-5138

駐車場の使用料

区分		定期券利用 1カ月	定期券利用 3カ月	一般（1日につき）
自転車	一般	1,980円	5,220円	100円
	学生	790円	2,130円	
原動機付自転車	一般	2,970円	7,830円	150円
	学生	1,960円	5,220円	

西鉄二日市駅自転車駐車場　921-3375

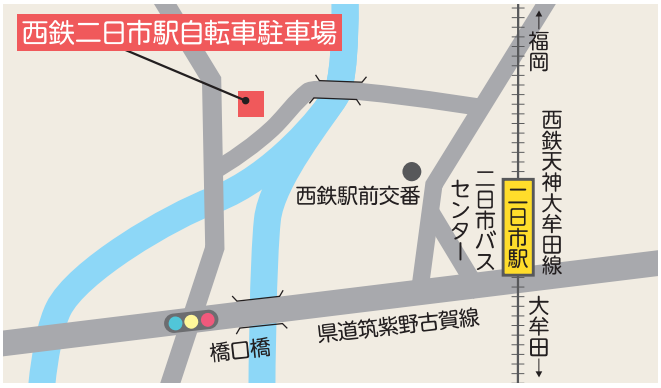

朝倉街道駅前針摺自転車駐車場　928-2932



JR二日市駅東口・西口自転車駐車場

東口 921-0444／西口 924-6669



JR天拝山駅自転車駐車場　922-9944



西鉄筑紫駅東口・西口自転車駐車場

東口 927-1004／西口 926-0118



JR原田駅自転車駐車場　927-3132



ごみ・環境衛生

ごみの出し方・収集休み

ID 2978

問 環境課 ☎557-5140

詳しくは「家庭ごみの出し方パンフレット」や市ホームページで確認してください。

収集休みは毎年変わりますので、ご注意ください。

リサイクルされる家庭電化製品

問 環境課 ☎557-5140

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

ID 3027

処分する家電を購入した店または新しく購入し、買い替えを行う店に依頼してください。

家電を購入した店に処分を依頼することが困難な場合は、次のいずれかで処理できます。

①家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所に持ち込む。

②お住まいの地域を担当する収集業者に依頼する。

パソコン

ID 3856

メーカーへ依頼するか、メーカー不明の場合はパソコン3R推進協会に依頼してください。または、リネットジャパンへ宅配回収を依頼してください。

パソコン3R推進協会 https://www.pc3r.jp
☎03-5282-7685

リネットジャパン https://www.renet.jp
☎0570-085-800
FAX 0562-45-2918

クリーンヒル宝満への直接搬入

ID 2960

問 クリーンヒル宝満 ☎926-5300

クリーンヒル宝満に直接ごみを搬入する場合は、指定袋や粗大ごみ専用指定シールは必要ありません。搬入料金は、10kgあたり150円(消費税込)です。

※ごみは、あらかじめ分別しておいてください。

※処理できないものもあるため、詳しくは問い合わせください。

※年末年始は大変混雑するため、受け入れを中止する場合があります。

住　所 原田1389

搬入日時 月～金曜日 9時～16時、土曜日 9時～15時
※12時～13時は昼休みのため、搬入できません。

休　み 毎週日曜日、5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日

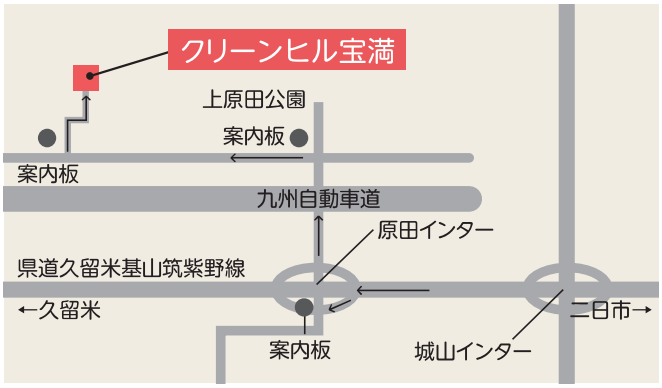

資源ごみ集団回収奨励金制度

ID 3442

問 環境課 ☎557-5140

自治会や子ども会などが行う資源ごみ(新聞・ダンボール・その他雑紙・布類)の回収に対して、その実績に応じた奨励金を交付します。詳しくは問い合わせください。



環境衛生推進員

ID 3855

問 環境課 557-5140

地域環境の美化や資源ごみの集団回収などを推進して、ごみの減量と資源の有効利用をはかるため、各行政区に1人「環境衛生推進員」を配置しています。市から市民へのお知らせの徹底、環境行政に対する意見・要望などの連絡調整、資源ごみの集団回収などの資源化運動によるごみ減量、ごみの分別・持ち出しなどのマナー向上に関する指導を行っています。

し尿処理

ID 2844

問 環境課 557-5140

し尿収集は、市の許可を受けた業者が担当地区ごとに行っています。担当業者を市ホームページで確認後、直接依頼してください。



ごみは正しく 安全に捨てよう

リチウムイオン電池には発熱・発火の危険性があります！

製品一覧



ペット

犬の登録と狂犬病の予防接種 ID 3581

問 環境課 ☎557-5141

生後91日以上の犬には一生に1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

市では毎年4月から5月の期間に市内の公共施設に会場を設けて狂犬病予防集団注射を行っています。日程や会場については、市ホームページ、「広報ちくしの」および個別通知(登録犬のみ)でお知らせします。

会場に来られない場合は、必ず動物病院で注射を受け、動物病院が発行する注射済証明書をお持ちの上、環境課で注射済票の交付を受けてください。なお、交付される鑑札と注射済票は必ず犬に着けてください。

犬と猫のマイクロチップ情報の登録 ID 19280

問 環境課 ☎557-5141
マイクロチップ情報登録コールセンター
☎03-6384-5320

令和4年6月1日から、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」でマイクロチップの登録情報をパソコンやスマートフォンで自身の情報に変更する必要があります。変更手続きを行った犬の飼い主は、市役所へ来庁する必要はありません。

また、他者から犬や猫を譲り受けたときや、すでに犬や猫を飼っている人も、できる限りマイクロチップを装着し、登録をしましょう。

犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト
https://reg.mc.env.go.jp

犬の飼育について

ID 1824

問 環境課 ☎557-5141
筑紫保健福祉環境事務所 ☎513-5599

散歩中の犬のフンは必ず持ち帰りましょう。また、フンだけではなく、マーキングをした場所には水をかけるなど、地域環境に配慮した散歩をしてください。

犬の放し飼いは条例で禁止されています。散歩のときにはリード（引き綱）をつけることはもちろん、敷地内でも逃走しないようにつなぐか柵内などで飼いましょう。

動物の遺棄・虐待は、犯罪です。動物の愛護及び管理に関する法律の規定により1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金の対象となります。最後まで責任を持って飼いましょう。どうしても飼えなくなったときは、責任を持って新しい飼い主を探してください。

動物が好きな人ばかりではありません。人と動物がともに気持ちよく過ごすために、近所への配慮や公共スペースでのマナーを守りましょう。

飼い主のいない猫について

ID 3710

問 環境課 ☎557-5141

飼い主のいない猫などへの安易なエサやりはやめましょう。「かわいい」や「かわいそう」という気持ちで無責任にエサを与えると、次々に子猫が生まれ、さらに飼い主のいない猫を増やすこととなり、フンの害が増えたり、ごみ袋を荒らしたりして、周辺住民の皆さんの迷惑となります。

周辺への配慮を忘れないようにしましょう。

猫の飼育について

ID 1824

問 環境課 ☎557-5141
筑紫保健福祉環境事務所 ☎513-5599

近年、猫に関する苦情が多数寄せられています。その内容は、フン・尿・鳴き声など生活環境に関するものから、飼育環境など動物愛護に関するものまでさまざまですが、その多くは無責任な飼い方が原因となっています。

以下のことを心がけて適正に飼育しましょう。

①室内で飼育しましょう。
②不妊去勢手術をしましょう。
③迷子札をつけましょう。
④最後まで責任を持って飼いましょう。（猫を捨てることは犯罪です）

犬と猫の死体処理

ID 17702

問 環境課 ☎557-5141

飼い犬や飼い猫の死体は飼い主が処理してください。

また、飼い犬が死んだときは、環境課へ死亡の届け出が必要です。

市道上に飼い主が不明な犬や猫の死体がある場合はご連絡ください。県道・国道上は、道路緊急ダイヤル＃9910に連絡してください。

野生の動物はやさしく見守りましょう

問 環境課 ☎557-5141

鳥や小動物などは、自然の中で生きる動物です。けがをしている場合や、幼獣・ヒナが一匹でいる場合であっても、人の手が加わると自然に戻れなくなることがあります。保護するのではなく、静かに見守ってください。



防犯

防犯パトロール車　ID 1671　ID 1684

問 危機管理課　557-5112

防犯パトロールに利用できる「青色回転灯付防犯パトロール車（通称青パト）」の貸し出しを行っています。

防犯パトロール車を利用できる人

筑紫野市地域防犯活動推進団体に認定された団体の構成員、防犯指導員、青少年指導員、少年補導員など

※「筑紫野市防犯協力員」の登録と、警察の行うパトロール実施者研修の受講が必要です。



つくしライオンズクラブの45周年を記念して市に寄贈された防犯パトロール車

防犯パトロール車の貸し出し手続き

防犯パトロール車の貸し出しを希望する場合には申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

防犯ボランティア「ついで隊」　ID 3621

問 筑紫野・太宰府防犯協会　923-9684
危機管理課　557-5112

防犯ボランティア「ついで隊」は、買い物、ウォーキング、散歩、通勤（通学）のついでに専用の腕章を着用して行う地域の防犯活動です。16歳以上の人で筑紫野警察署管内にお住まいまたは勤務している人であれば、だれでも登録できます。

筑紫野警察署内の「筑紫野・太宰府防犯協会」、または危機管理課で登録することができます。登録の際には住所、氏名、年齢、電話番号、予定する活動方法などの記入と腕章代200円が必要です。

消費者トラブル

問 筑紫野市消費生活センター　923-1741

契約で後悔しないために、契約する前に本当に必要なものなのか、支払額は納得できるものなのか、また、内容や条件を十分に検討しましょう。

トラブルを防ぐポイント

①必要なければ、はっきり断る。
②その場で決めずに家族や友人・知人などに相談する。
③長期にわたる契約や投資・利殖の契約は特に慎重に。

クーリング・オフとは

消費者が訪問販売や電話勧誘販売などでいったん申し込みや契約をした場合でも、一定の期間であれば無条件で申し込みの撤回や解除ができる制度です。解除通知はクーリング・オフができる期間内にハガキなどの書面で発信します。

※インターネット通販などの通信販売や店舗販売にはクーリング・オフ制度はありません。

クーリング・オフの通知ハガキの記入例

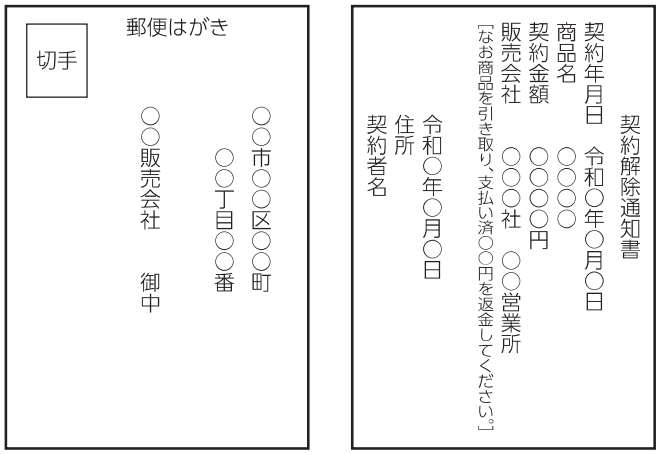

※ハガキの両面のコピーを取って控えにし、特定記録郵便や簡易書留など発信の記録が残る方法で出しましょう。
※クレジット契約をしている場合には、クレジット会社にも出しましょう。
※電子メールの送信などでの対応ができる場合もあります。その場合も、送信メールを保存するなど、クーリング・オフを行った証拠を残しておきましょう。

あなたは大丈夫？
犯罪から身を守る安全対策　女性の防犯編

女性が被害に遭いやすい犯罪は、意外と身近に起こっています。「まさか私が…」という油断は禁物です。ちょっとした心がけや工夫が被害の未然防止につながりますよ。

遭わない！ させない！



POINT 1
夜道やひとけのない昼の公園では、ときどき後ろを振り返るなどして、警戒しましょう。



POINT 2
スマートフォンの操作や音楽を聴く行為は、スキだらけで危険になります。注意しましょう。



POINT 3
防犯ニュースアプリなどを活用して、情報を取り入れましょう。

出典元：警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

地域コミュニティ ID 2283 ID 8728

コミュニティ運営協議会によるまちづくり

問 コミュニティ推進課 ☎557-5115

コミュニティ運営協議会は、その地域に住んでいる人や地域で活動する団体などで構成されており、皆さんが住みやすいまちづくりを目指して活動しています。

例えば、地域の防災活動や住民同士の見守り活動を行ったり、地域のつながりの輪を広げるため文化祭などのイベントを開催しています。

日々の暮らしがより楽しいものになるようにぜひ参加してみてください。

二日市わがまち協議会

主な事業 ●高齢者の見守り活動
●いきいきわくわくウォーキング　など

所在地 二日市中央5-5-18

連絡先 ☎776-9272

二日市わがまち協議会

二日市北コミュニティ協議会



主な事業 ●高齢者の見守り運動
●防災訓練　など

所在地 二日市中央5-5-18

天拝ふるさと協議会

主な事業 ●高齢者の見守り活動
●スポーツフェスタ　など

所在地 二日市中央5-5-18

二日市東コミュニティ運営協議会

主な事業 ●子育てサロン
●地域ウォーキング　など

所在地 石崎1-1-7

連絡先 ☎982-2300

山口コミュニティ運営協議会

主な事業 ●地域防災講習会
●星空観察会　など

所在地 古賀196-1

連絡先 ☎555-5770

御笠まちづくり協議会

主な事業 ●自治会バスの運行
●御笠の朝市　など

所在地 吉木2496-1

連絡先 ☎408-6026

山家コミュニティ運営協議会

主な事業 ●防災ボランティア「よかよ～」
●スポーツフェスタ　など

所在地 山家2850-1

連絡先 ☎980-7482

筑紫よかまち協議会

主な事業 ●子ども対象のあそびの広場
●公民館出前講座　など

所在地 筑紫1571

連絡先 ☎577-6654

筑紫南コミュニティ運営協議会

主な事業 ●地域の「たすけ愛」活動
●五郎山灯ろうまつり　など

所在地 原田4-16-6

連絡先 ☎555-6080

※令和8年9月時点の情報です

その他

男女共同参画　ID 30440

問 人権政策・男女共同参画課　☎918-1311

男女共同参画の推進

個人としての尊厳が重んじられ、性による差別的取り扱いを受けることなく、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現のため、各種セミナー・講演会やさまざまな問題解決の支援を行う相談事業を実施しています。また、男女共同参画社会づくりの人材育成を図るために、関係団体に対する支援を行っています。

男女共同参画プラザ（生涯学習センター内）　ID 3553

男女共同参画に関する図書や各種資料を取り揃えています。（図書は1人3冊まで2週間貸し出し可）

また、男女共同参画に関心を持って活動している団体（登録が必要）の会議などに利用できます。

ふるさとハローワーク　ID 2441　ID 34529

問 筑紫野市ふるさとハローワーク　☎919-5562

筑紫野市ふるさとハローワークは国と市が共同運営している地域職業相談室です。職業相談や職業紹介などを行っています。

住　所 石崎1-1-4

連絡先 ☎919-5562　FAX922-3102

利用時間 月～金曜日　9時30分～17時

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

業務内容

①求職者に対する職業相談・職業紹介
②求人情報検索パソコンによる求人情報の提供
③就職活動支援のための各種情報提供

そ の 他

※雇用保険、職業訓練に関する手続き・相談は取り扱っていません。
※新規学校卒業予定者、障がいのある人の職業相談・就職支援はハローワーク福岡南（春日市春日公園3-2　☎513-8609）で受け付けています。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。



高さの違う公衆電話

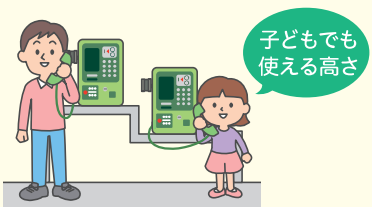

子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり



身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

外国語の案内



住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。